

10月1日から家庭で飼うことができなくなった 犬・ねこの引き取りが有料となります

役場・各支所での引き取り

日が変更となります

飼い犬・飼いねこの引き取りは、毎月1回町が窓口となって預かり、鳥取県が無料で引き取りをしておりますが、10月1日からの引き取りは有料となります。

これは飼い犬・飼いねこの命を大切に、飼い主に責任と愛情をもって飼ってもらい、安易に不用犬・不用ねことして処分されることを防止するためです。

責任を持ってルールを守りましょう

ご近所に迷惑をかけないように

★狂犬病予防法により義務付けられている登録と狂犬病予防注射を受けてください。生後91日以上の子犬は生涯1回行う登録と毎年1回行う狂犬病予防注射を受けてください。



変更後の内容



項 目	内 容		
引き取り手数料 (1 匹あたり)	生後 91 日以上	2, 0 0 0 円	
	生後 90 日以内	4 0 0 円	
支払い方法	鳥取県収入証紙で支払う * 事前に金融機関から手数料分の鳥取県収入証紙を購入して、 引き取り場所で犬・ねこと共に県職員に引き渡す。		
引き取り日時・場所	定 時	毎月第 1 月曜日	午前 10 時 中山支所福祉課
			午前 10 時 30 分 役場本庁住民生活課
			午前 11 時 大山支所福祉課
	常 時	平日 (土・休日を除く) 鳥取県西部総合事務所生活安全課	
持参するもの	・ 引き取りを依頼する犬・ねこ ・ 鳥取県収入証紙 ・ 印鑑		

※所有者が不明な犬・ねこ(野犬・野良ねこ)の引き取りは無料です。

★犬の首輪に鑑札・狂犬病予防注射済票など飼い主がわかるものをつけてください。迷い犬となった場合などに飼い主に連絡できます。

★飼い犬・飼いねこを捨てることは、飼い主として無責任な行為です。捨てた場合は、「動物の愛護及び管理に関する法律」により50万円以下の罰金に処される場合があります。

★犬の放し飼いは禁止されています。放し飼いの犬にかまれる事故が発生しています。散歩中でも必ず引き綱などを装着しましょう。

★散歩中にした犬のフンは、ビニール袋などに入れて必ず持ち帰りましょう。

★野良ねこに無責任にえさを与えないでください。不妊・去勢がされていないねこだんどん増えて、ふん・尿・鳴き声など周辺へ被害や迷惑をかけます。

◆問い合わせ先

住民生活課
0859-5415210
中山支所福祉課
0858-5816112
大山支所福祉課

0859-5313136
鳥取県西部総合事務所
生活安全課
0859-3119320

県立皆生養護学校 学校公開のご案内

◆日時

10月25日(木)、26日(金)、
29日(月)、30日(火)
9時30分～正午

◆場所 鳥取県立皆生養護学校
◆問い合わせ先
支援部 松井

0859-2216571

※作品展を行っています。事前の申し込みは不要ですので、ぜひご来校ください。

